

No. 40

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
南知多町	厚生部 環境課	0569-65-0711	内線 133	0569-65-0694
住所	〒470-3495 知多郡南知多町豊浜字貝ヶ坪18		担当者氏名	中村・柴田
URL	https://www.town.minamichita.lg.jp/kurashi/gomi/1001135/1001019.html	E-mail	kankyo@town.minamichita.lg.jp	

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	加算額	限度額
5人槽	332,000	日間賀島を除く 全地域	5~50人槽	みなし浄化槽・くみ取便所の便槽の撤去	90,000
7人槽	414,000			宅内配管工事	300,000
10人槽	548,000			(みなし浄化槽又はくみ取り便所からの転換)	

(2) [ 2020年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
13	18	4					35

前年度実績基数 (29基)

(3) [ 補助対象地域 ]

町内全域 (日間賀島を除く)

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

①別表1の環境配慮型浄化槽を設置する者

消費電力の基準が以下の消費電力基準以下であること。

別表1 消費電力基準 (通常型 BOD10mg/L以下、りん除去型)

(W)

人槽	通常型	BOD10mg/以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
n (10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

②みなし浄化槽又はくみ取り便所から浄化槽に転換する者で、みなし浄化槽又はくみ取り便所の便槽を撤去する者 (撤去するみなし浄化槽又はくみ取り便所の便槽と同一敷地内に浄化槽を設置する場合に限る)

③宅内配管工事を行う者

(6) [ 欠格要件 ]

①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

②南知多町内に住所を有しない者 (南知多町に居住しようとするものを除く。)

③販売の目的で建築物を建築し、浄化槽を設置する者

④住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

⑤自ら居住の用に供する部分を含まない建物に浄化槽を設置する者

⑥市町村民税等の滞納、債務不履行がある者

⑦その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

①設置場所の案内図

②配置図及び配管図

③法第5条第1項の規定に基づく審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認通知書 (し尿浄化槽調書を含む。) の写し

④見積書及び工事請負契約書の写し

⑤構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し

⑥住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書

⑦全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、登録証の写しと併せて登録浄化槽管理票 (C票)

⑧浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

- ⑨浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和62年度以前に資格を取得した者)の写し
- ⑩申請者本人の申請時における直近の市町村民税の納税証明書及び南知多町における固定資産税並びに国民健康保険税の納税証明書又は同意書
- ⑪その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽又はくみ取便所から浄化槽に転換する場合

- ①～⑪
- ⑫みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去する場合は、撤去場所の案内図、みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽の撤去工事に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑬みなし浄化槽から転換する場合は、浄化槽法定検査結果書の写し、保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し、または既存みなし浄化槽の写真のうち、いずれかひとつ
- ⑭くみ取便所から転換する場合は、既存くみ取便所の清掃実施記録の写し又は既存くみ取便所の便槽の写真のうち、いずれかひとつ
- ⑮その他町長が必要と認める書類

※宅内配管工事が伴う場合

- ①～⑮
- ⑯宅内配管工事に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑰その他町長が必要と認める書類

#### (8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日
- ①法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し(設置者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②法第7条及び第11条の規定に基づく浄化槽の法定検査依頼書の副本
- ③施工写真
- ④浄化槽設置工事施工者による各種検査項目のチェックリスト
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽設置工事に係る領収書の写し
- ⑦浄化槽使用廃止届出書の写し(既設浄化槽の撤去を伴う場合に限り)
- ⑧その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

- ①～⑧
- ⑨みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽撤去の施工写真
- ⑩みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽を適正に処理した証拠書類(マニフェスト)
- ⑪みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽の撤去工事に係る領収書の写し
- ⑫撤去したみなし浄化槽又はくみ取便所の便槽の最終清掃実施記録の写し
- ⑬その他町長が必要と認める書類

※宅内配管工事が伴う場合

- ①～⑬
- ⑭宅内配管工事に係る領収書の写し
- ⑮その他町長が必要と認める書類

#### (9) 【 その他 】

- ①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている
- ②みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に30万円までの補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください